

平成19年 No.27

東京学芸大学動物実験指針の一部を改正する指針

改正理由

「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」を受け、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成19年 3月14日 動物実験委員会 審議承認

東京学芸大学動物実験指針の一部を改正する指針を次のように制定する。

平成19年 3 月15日

東京学芸大学長

鷺 山 恭 彦

東京学芸大学動物実験指針の一部を改正する指針

東京学芸大学動物実験指針（平成 5 年 9 月 2 日制定）の一部について，別紙新旧
対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学動物実験指針の一部改正について

改正理由：「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」を受け、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
第1 目的 この指針は、東京学芸大学（以下「本学」という。）において動物実験等を計画し、実施する際に遵守すべき事項を示すことにより、科学的にはもとより、動物福祉及び環境保全の観点からも適正な動物実験等の実施を図ることを目的とする。 第2 適用範囲 この指針は、本学において行われるすべての動物実験等に適用する。 第3 定義 この指針の用語の意義は、実験動物の飼養及び保管等に関する基準（昭和55年総理府告示第6号）及び研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本方針」という。）に準じ、次の各号に定めるところによる。 (1) 「動物実験等」とは、<u>動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他科学上の利用に供することをいう。</u> (2) 「実験動物」とは、<u>動物実験等のため、本学における施設で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。</u> (3) 「施設」とは、<u>実験動物の飼養、保管又は実験を行う施設をいう。</u> (4) 「動物実験計画」とは、<u>動物実験等の実施に関する計画をいう。</u> (5) 「動物実験実施者」とは、<u>動物実験等を実施する者をいう。</u> (6) 「動物実験責任者」とは、<u>動物実験実施者のうち、個々の動物実験計画の実施に関する業務を統括する者で、その遂行に責任を負う者をいう。</u> 第4 動物実験委員会の設置 (1) 本学に、この指針の適正な運用を図り、動物実験計画の立案、実施等に関して指導、助言等を行うため東京学芸大学動物実験委員会（以下「動物実験委員会」という。）を置く。 (2) 動物実験委員会に関し必要な事項は、別に定める。 第5 施設及び設備 部局の長は、動物実験等を適正かつ円滑に実施するために必要な施設及び設備	第1 目的 この指針は、東京学芸大学（以下「本学」という。）において動物実験を計画し、実施する際に遵守すべき事項を示すことにより、科学的にはもとより、動物福祉及び環境保全の観点からも適正な動物実験の実施を図ることを目的とする。 第2 適用範囲 この指針は、本学において行われるすべての動物実験に適用する。 第3 定義 この指針の用語の意義は、実験動物の飼養及び保管等に関する基準（昭和55年総理府告示第6号）に準じ、次の各号に定めるところによる。 (1) 「動物実験」とは、<u>教育及び研究の利用に供するため、実験動物を拘束し、又は実験動物に何らかの処置を施すことをいう。</u> (2) 「実験動物」とは、<u>動物実験の利用に供するほ乳類及び鳥類に属する動物をいう。</u> (3) 「施設」とは、<u>実験動物の飼育、保管又は実験を行う施設をいう。</u> (4) 「実験責任者」とは、<u>動物実験に従事する者のうち、個々の実験計画の遂行について責任を負う者をいう。</u> 第4 動物実験委員会の設置 (1) 本学に、この指針の適正な運用を図り、動物実験計画の立案、実施等に関して指導、助言等を行うため東京学芸大学動物実験委員会（以下「動物実験委員会」という。）を置く。 (2) 動物実験委員会に関し必要な事項は、別に定める。 第5 施設及び設備 部局の長は、動物実験を適正かつ円滑に実施するために必要な施設及び設備を

を整備するとともに、その管理及び運営が円滑に行われるように努めなければならない。

第6 動物実験計画の立案等

(1) 動物実験責任者は、科学的合理性及び動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する等の観点から、次に掲げる事項を踏まえて、適正な実験動物の選択、実験方法等を十分検討して動物実験計画を立案し、必要に応じて実験動物に関し専門的知識を有する者又は動物実験委員会の指導、助言等を求め、有効適正な動物実験等が行われるよう努めなければならない。

①代替法の利用

動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。

②実験動物の選択

動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。この場合において、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮する必要があること。

③苦痛の軽減

動物実験等の実施に当たっては、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）を踏まえ、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によってすること。

(2) 動物実験等を行おうとする責任者は、あらかじめ動物実験計画承認申請書を部局の長を経て学長に提出しなければならない。

(3) 学長は、前号で提出された動物実験計画承認申請書を動物実験委員会に諮問し、専門的な事項についての指導、助言等を求めることができる。

第7 学長は、動物実験実施者及び実験動物の飼養又は保管に従事する者（以下「動物実験実施者等」という。）に対し、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の修得を目的とした教育訓練の実施その他動物実験実施者等の資質向上を図るため、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の教育訓練は、次に掲げる事項について動物実験責任者が行う。

(1) 関連法令等に関する知識

整備するとともに、その管理及び運営が円滑に行われるように努めなければならない。

第6 動物実験計画の立案等

(1) 実験責任者は、動物実験計画を立案するに当たっては、動物実験の範囲を教育及び研究の目的に必要な最小限度にとどめるため、適正な実験動物の選択、実験方法等を十分検討するとともに、必要に応じて実験動物に関し専門的知識を有する者あるいは動物実験委員会の指導、助言等を求め、有効適切な動物実験が行われるよう努めなければならない。なお、検討するに際しては、実験動物を使わない方法についても考慮するものとする。

(2) 実験責任者は、実験動物の選択に当たっては、実験の目的に適した動物種の選定、実験成績の精度や再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質、飼育条件等を考慮しなければならない。

(3) 実験責任者は、第12項に規定する安全管理等に特に注意を払う必要のある動物実験を実施しようとするときは、あらかじめ動物実験計画書（別紙様式1）を部局の長を経て動物実験委員会委員長に提出し、動物実験委員会の指導、助言等を求めなければならない。

(2) 適正な動物実験等の実施に関する知識・技術等

(3) 事後措置を含む適切な実験動物の飼養・保管を行うために必要な基礎知識

(4) 事故発生の場合の措置に関する知識

3 動物実験責任者は、前項の教育訓練の計画及び実施に関して、動物実験委員会の協力を求めることができる。

第8 実験動物の導入等

実験責任者は、実験動物の導入に当たっては、発注条件、実験動物の状態、輸送方法等を確認しなければならない。また、必要に応じて、検疫を実施しなければならない。

第9 実験動物の飼養及び保管

(1) 実験責任者は、施設及び設備の適切な維持管理に努めるとともに、適切な給餌、給水等の飼養及び保管を行わなければならない。

(2) 実験責任者は、動物実験等の期間中の実験動物についてはもちろん、施設への導入時から不要時に至るすべての期間にわたって、実験動物の状態を詳細に観察し、適切な処置を施さなければならない。

第10 動物実験の操作

実験責任者は、動物実験等に当たっては、実験の目的に支障を及ぼさない範囲で、適切な麻酔薬の投与等によりできる限り実験動物に苦痛を与えないように配慮しなければならない。必要な場合には、実験動物に関し専門的知識を有する者あるいは動物実験委員会の指導、助言等を求めるものとする。

第11 動物実験終了後の処置

(1) 実験責任者は、動物実験等を終了し、又は中止した実験動物を処置するときは、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与等によりできる限り実験動物に苦痛を与えないよう配慮しなければならない。

(2) 実験責任者は、実験動物の死体、排出物等を適切に処置し、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにしなければならない。

第12 記録・保管

実験責任者は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の操作に関し、実験動物管理記録及び動物実験実施報告書に記録し、動物実験委員会からの求めに応じて提出できるよう研究室ごとに保管しなければならない。

第13 安全管理等に特に注意を払う必要のある動物実験

第7 実験動物の導入等

実験責任者は、実験動物の導入に当たっては、発注条件、実験動物の状態、輸送方法等を確認しなければならない。また、必要に応じて、検疫を実施しなければならない。

第8 実験動物の飼育管理

(1) 実験責任者は、施設及び設備の適切な維持管理に努めるとともに、適切な給餌、給水等の飼育管理を行わなければならない。

(2) 実験責任者は、動物実験中の実験動物についてはもちろん、施設への導入時から不要時に至るすべての期間にわたって、実験動物の状態を詳細に観察し、適切な処置を施さなければならない。

第9 動物実験の操作

実験責任者は、動物実験に当たっては、実験の目的に支障を及ぼさない範囲で、適切な麻酔薬の投与等によりできる限り実験動物に苦痛を与えないように配慮しなければならない。必要な場合には、実験動物に関し専門的知識を有する者あるいは動物実験委員会の指導、助言等を求めるものとする。

第10 動物実験終了後の処置

(1) 実験責任者は、動物実験を終了し、又は中止した実験動物を処置するときは、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与等によりできる限り実験動物に苦痛を与えないよう配慮しなければならない。

(2) 実験責任者は、実験動物の死体、排出物等を適切に処置し、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにしなければならない。

第11 記録・保管

実験責任者は、実験動物の飼育管理及び動物実験の操作に関し、実験動物管理記録（別紙様式2）及び動物実験記録（別紙様式3）に記録し、動物実験委員会からの求めに応じて提出できるよう研究室ごとに保管しなければならない。

第12 安全管理等に特に注意を払う必要のある動物実験

- (1) 実験責任者は、物理的、化学的に危険な物質あるいは病原体等を扱う動物実験等においては、人の安全を確保することはもとより、飼養環境の汚染により実験動物が障害を受けたり、実験結果のデータの信頼性が損なわれたりすることのないよう、十分配慮しなければならない。なお、施設の周囲の汚染防止については、特段の注意を払わなければならない。
- (2) 実験責任者は、前号の危険な物質、病原体等を扱う動物実験等を実施しようとするときは、それぞれの関係法令等に従わなければならない。

第14 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物以外の動物を教育及び研究の利用に供する場合においても、この指針を尊重するものとする。

第15 動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、動物実験委員会は、本学における動物実験等の基本指針への適合性に関し、定期的に点検及び評価を実施する。

2 前項の点検及び評価の結果について、学長が委嘱する本学以外の者（当該実験の関係者を除く。）による検証を実施する。

第16 動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、本学における動物実験等に関する情報について公表するものとする。

第17 この指針に定めるもののほか、動物実験等に関し必要な事項は、動物実験委員会の議を経て学長が定める。

別紙様式1 [削除]

別紙様式2 [削除]

別紙様式3 [削除]

附 則

この規程は、平成19年3月15日から施行する。

- (1) 実験責任者は、物理的、化学的に危険な物質あるいは病原体等を扱う動物実験においては、人の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染により実験動物が障害を受けたり、実験結果のデータの信頼性が損なわれたりすることのないよう、十分配慮しなければならない。なお、施設の周囲の汚染防止については、特段の注意を払わなければならない。
- (2) 実験責任者は、前号の危険な物質、病原体等を扱う動物実験を実施しようとするときは、それぞれの関係法令等に従わなければならない。

第13 哺乳類及び鳥類に属する動物以外の動物を教育及び研究の利用に供する場合においても、この指針を尊重するものとする。

第14 この指針に定めるもののほか、動物実験に関し必要な事項は、動物実験委員会の議を経て学長が定める。

別紙様式1 [省略]

別紙様式2 [省略]

別紙様式3 [省略]